

東近江市スポーツ施設有料広告掲載取扱基準

(目的)

第1条 この取扱基準は、東近江市広告掲載取扱要綱（平成20年東近江市告示第244号。以下「要綱」という。）に基づき、市が所有又は管理するスポーツ施設に掲示を認める広告の取扱いに関する基準を定めることを目的とする。

(広告の掲載施設等)

第2条 広告の掲載施設、掲載位置、枠数及び規格は、別表第1のとおりとし、広告の掲載においては、要綱のほか、関係法令に基づき、適正に行うものとする。

(広告の掲載方法)

第3条 広告の掲載方法は、スポーツ施設への固定又は貼付によるものとし、その工法は、利用者等の安全確保に配慮したものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1箇月単位とし、連続する期間は、当該年度末までの最長12箇月とする。ただし、期間の延長を妨げない。

2 広告の掲載期間を延長する場合は、期間満了日の30日前までに申し出るものとする。

3 広告の掲載期間が満了した場合は、撤去作業を広告主の責任において速やかに行うものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、別表第2に定める額(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(広告掲載料の納入)

第6条 広告掲載料の納入は、広告掲載期間に係る掲載料の総額を掲載許可日から1箇月以内に一括納入するものとする。

(広告の申込み)

第7条 広告の申込みは、次の資料を添付するものとする。

(1) 広告の原稿（A4規格に縮小したもの）

(2) 法人又は団体の概要がわかる書類（企業のパンフレットやホームページに掲載している企業概要をプリントしたものなど）

(費用負担等)

第8条 広告の作成、掲載、維持管理撤去作業等は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。

2 広告掲載期間内に広告の破損等が生じた場合は、広告主において原状回復するものとする。

3 広告の撤去作業により広告掲載箇所に損傷等が生じた場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。

(広告の禁止表現)

第9条 広告は、第2条各号に定めるもののほか、色彩、意匠、その他デザイン等が次の何れかに該当する場合は掲載することができない。

- (1) スポーツ施設利用上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) スポーツ施設として調和を損なうもの
- (3) その他広告の表現として適当でないと市が認めるもの

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

施設名	掲載位置	枠数	規格(縦×横)
東近江市 能登川アリーナ	アリーナ内輻射空調 パネルの防護カバー	30	縦44cm×横160cm 横書き、単色緑地(色指定)に 白色文字 色指定(マンセル値 2.5BG6/6)

※掲載枠数は、必要に応じ、随時変更できることとする。

別表第2(第5条関係)

施設名	掲載期間	掲載料金 (1枠当たり)	備考
東近江市 能登川アリーナ	1箇月	4,000円	連続する広告の掲載期間は、当該年度末までの最長12箇月とする。ただし、期間の延長を妨げない。